

杉並区外部評価委員会条例

平成26年 3 月18日
条例第 3 号

(設置)

第1条 杉並区（以下「区」という。）における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。